

5. 関係地域の範囲

5. 関係地域の範囲

関係地域の範囲は、「7. 環境影響評価項目の選定」に示す環境影響評価項目として選定した項目のうち、最も広い範囲に影響が及ぶと想定される大気質の調査・予測範囲を参考に対象事業計画地から半径10kmの範囲に大半が含まれる市区町と設定した。

なお、各選定項目の調査・予測範囲は表5-1に示すとおりである。

また、関係地域の範囲及び該当する市区町は、表5-2及び図5-1に示すとおりである。

表 5-1 環境項目ごとの影響範囲及び調査範囲

項目	調査・予測範囲等の考え方		選定項目毎の調査地域
大気質	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	本事業により大気質の変化が想定される地域とし、工事時及び供用時における資材等の運搬に係る主要な交通ルートの沿道で自動車排ガスの影響が考えられる範囲とする。	主要な交通ルートから200m程度
		本事業により大気質の変化が想定される地域とし、施設の稼働による煙突からの排出ガスの最大濃度着地点（計画地より半径約5km）の2倍程度の範囲とする。	計画地から10km程度
	二酸化硫黄、微小粒子状物質	本事業により大気質の変化が想定される地域とし、施設の稼働による煙突からの排出ガスの最大濃度着地点（計画地より半径約5km）の2倍程度の範囲とする。	計画地から10km程度
騒音・振動	本事業により騒音・振動レベルの変化が想定される地域とし、工事時及び供用時における資材等の運搬に係る主要な交通ルートの沿道で騒音・振動の影響が考えられる範囲とする。		主要な交通ルートから200m程度
水質	本事業により水質の変化が想定される地域とし、施設の稼働による排水の到達距離（約101m）の2倍程度の範囲とする。		排水口前面海域から250m程度
植物	計画地周辺に位置する植物・動物の生育・生息地として重要な地域である蒲生干潟の範囲とする。		蒲生干潟
動物			
電波障害	煙突等の工作物の出現により、電波障害の影響が考えられる範囲とする。		計画地から1km程度
日照障害	煙突等の工作物の出現により、日影（冬至日）の影響が考えられる範囲（最も高い構築物である煙突の高さ80m、冬至日における8時及び16時の日影倍率8.9を考慮した約712mを含む範囲）とする。		計画地から800m程度
景観	煙突等の工作物の出現により、眺望地点からの眺望の変化が適切に把握できると想定される範囲として、最も高い構築物である煙突に対する仰角が1°以上となる距離（約5km）の範囲とする。		計画地から5km程度
自然との触れ合いの場	本事業により、自然との触れ合いの場の利用状況に対する影響が想定される範囲とする。		主要な交通ルートから1km程度
廃棄物等	本事業により、工事中及び施設供用に伴う廃棄物等の発生が考えられる範囲とする。		計画地
温室効果ガス	本事業により、工事中及び施設供用に伴う温室効果ガスの発生が考えられる範囲とする。		計画地

表 5-2 関係地域

No.	市区町名
1	仙台市宮城野区
2	仙台市若林区
3	塩竈市
4	多賀城市
5	七ヶ浜町
6	利府町

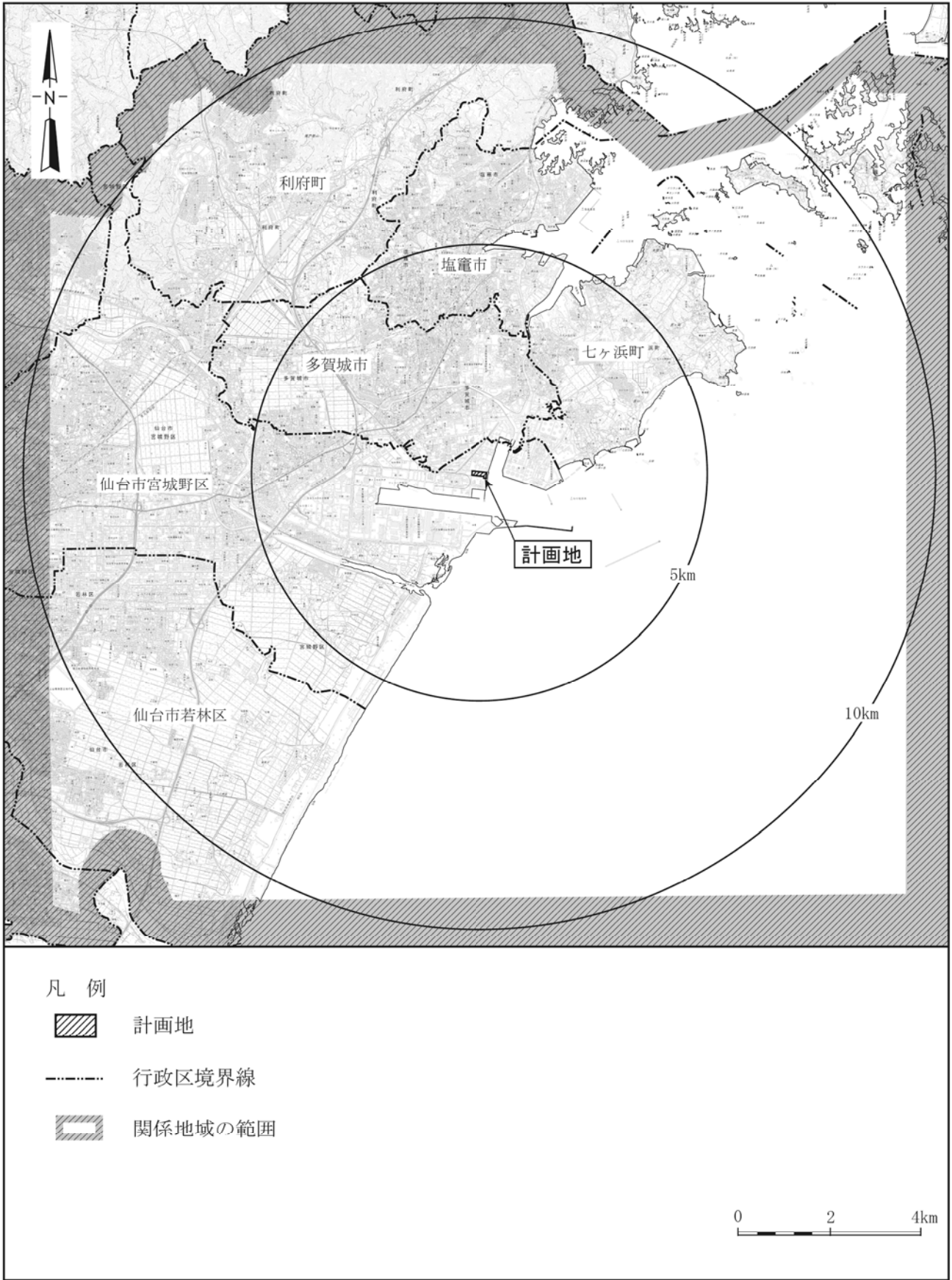


図 5-1 関係地域の範囲